



令和元年度 教育委員会 第3回定例会 議案

1 日 時 令和元年5月22日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 議 事

<非>第5号議案 教職員の懲戒処分

…非

4 閉 会

第3回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果に対する措置状況の報告	1
2	平成30年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等	15
3	文部科学省委託事業の採択結果	21
配布 報告	平成31年度静岡県人権教育の手引き「想像しよう 共感しよう」	別添
	<非>静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況	非
	<非>平成30年度家庭教育を支援するための施策の実施状況	非

監査結果に対する措置状況の報告

(財務課)

平成 30 年度第 4 回の監査結果（平成 31 年 2 月 15 日付通知）における指摘（5 件）、注意（8 件）に対する各所属の措置状況について、5 月 15 日監査委員へ報告した。

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
東部特別支援学校	交通違反（酒気帯び運転）の発生	別紙 1
焼津中央高等学校	交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生	別紙 2
中部の県立高等学校、 校名は非公表	わいせつ行為の発生	別紙 3
中部の県立高等学校、 校名は非公表	わいせつ行為及び部費の私的費消の発生	別紙 4
磐田農業高等学校	職員による P T A 会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生	別紙 5

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
浜松湖北高等学校	交通加害事故の発生	別紙 6
藤枝特別支援学校	交通加害事故の発生	別紙 7
富士東高等学校	交通加害事故の発生	別紙 8
島田工業高等学校	交通加害事故の発生	別紙 9
富士特別支援学校	交通加害事故の発生	別紙 10
藤枝東高等学校	交通加害事故の発生	別紙 11
静岡商業高等学校	交通加害事故の発生	別紙 12
西部の県立高等学校、 校名は非公表	教員による生徒への体罰行為の発生	別紙 13

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部特別支援学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生 3 内 容 東部特別支援学校の教諭は、平成 30 年 10 月、通勤途上において酒気帯びの状態ですれ用車を運転し、検挙された。	
【措置の内容】	
1 交通規則遵守について職員全体への注意喚起 (1) 本人より交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日、朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をいたしました。また、事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の完全実施を指示しました。 (2) 県教委の懲戒処分が決まった当日、緊急の打ち合わせを設け、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起を行いました。 (3) 平成 30 年 12 月、臨時職員研修「飲酒運転撲滅研修」を行い、職員の意識化の徹底を図りました。 (4) 平成 30 年 12 月、年末の交通安全県民運動にあわせ、職員会議で管理職より注意喚起を行いました。 (5) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで、校長から定期監査で「指摘」の結果になったことを職員に伝え、交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をいたしました。 2 本人への指導 (1) 交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日より、本人を自宅待機とし、管理職が家庭訪問を行いました。本人の状況を確認しながら配偶者を交え、処分が決まるまでの在り方について話し合いを行いました。 (2) 停職処分を受けた後日、本人を学校へ呼び、復帰までの期間をどのように反省し、自分を顧みるかなどについて指導をいたしました。自己を顧みる記録を取り、1 週間単位で学校へ提出するよう指示しました。また、月ごとの事故削減プログラムを自宅で行うよう指示しました。 (3) 平成 30 年 12 月末、再度家庭訪問を管理職が行い、反省の度合いを確認しました。自己内省し日常生活を過ごすこと、教師として専門性を高めるための時間を過ごすことなど再度指導しました。 3 今後の防止策 (1) 平成 31 年 4 月から、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。 (2) 平成 31 年度当初の職員会議で、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。 (3) 事故削減に向けた月目標を決め、職員室に掲示し、職員の意識化を高めるようにします。 (4) 平成 31 年度、定期的に不祥事根絶月間を設け、全体事例研修を実施します。また、各学部において不祥事根絶に向けた自主研修を行います。 (5) 静岡県警察本部、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えて、交通安全意識の向上を図ります。 (6) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の 100%完全実施を行います。 (7) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始めなど区切りの時期には、管理職が交通安全、法令順守について指導し、職員の意識低下を防ぎ、再発防止に努めます。 (8) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。	

(別紙2)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津中央高等学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通違反(著しい速度超過)と交通加害事故の発生 3 内 容 平成 30 年 6 月に、通勤途上における交通違反(著しい速度超過)が発生していた。また、平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。	
【措置の内容】 今回の交通違反(著しい速度超過)は、日曜日に部活動指導用件で自宅から勤務先まで移動したところ、道路が平日より混雑していたため、遅れないよう急いだことにより法定速度を超過したものです。また、2 件の交通加害事故は、本人が注意深く運転すれば防止できたと認められるものです。交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、校長から本人に対して交通安全、交通法規順守について指導を行いました。 特に、著しい速度超過を行った当該職員に対しては、校長から、時間に余裕をもって出発すること及び交通法規の順守の徹底について厳しく注意しました。平成 30 年 9 月 11 日、本事案について県教育委員会高校教育課長から校長及び当該職員が指導を受けた後は、9 月 14 日の職員打ち合わせの際、校長から全職員に対して当該違反事案に関する状況説明及び交通法規順守について改めて厳しく注意喚起しました。 教職員人事評価制度に係る職員との期首面談時において校長等から全職員に対して交通違反防止等に関して注意喚起を行い、平成 30 年 7 月 19 日開催の校内研修でも交通事故削減をテーマとして実施したところですが、こうした事態を受けて、教職員人事評価制度の期末面談の際にも改めて、個々の職員に対して交通違反防止等の注意喚起をしました。 また、職員会議、朝礼等において、校長、副校長から改めて全職員に対して事故削減プログラム「e-ラーニング」(毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム)の受講を厳しく促し、現在、受講率 100%を達成しています。 さらに、交通違反、交通事故等の職員の不祥事案件に係る通知が発出される都度、職員会議、朝礼等において当該案件に係る通知等を全職員に配布し、コンプライアンスについて注意喚起しています。 平成31年 2 月 15日に監査結果の申し渡しを受けた後は、2 月 20日に臨時職員会議を行い、校長から当該監査結果の報告及びコンプライアンスについて改めて厳しく注意喚起しました。 平成31年度には、4 月の第 1 回職員会議において、転入者を含む全職員に対して平成 30 年度の交通違反等の発生状況を説明し、嚴重注意を促します。 また、交通違反防止等をテーマとした校内研修の実施、職員室出入口及び職員昇降口への無事故無違反メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。	

(別紙3)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部の県立高等学校、校名は非公表	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】	
<p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 中部の県立高等学校の臨時講師は、平成 29 年 11 月頃から平成 30 年 2 月頃の間、勤務校の女子生徒 1 人に対し、わいせつ行為を行った。</p>	
【措置の内容】	
<p>1 事案発覚後、翌日（平成 30 年 2 月 9 日）の朝の打合せにおいて、校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つことを要請しました。</p> <p>(2) 教育活動における生徒との接し方について</p> <p>ア 生徒との私的な携帯電話やメール、LINE 等のやり取りをしないこと。</p> <p>イ 生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むこと。</p> <p>(3) 職場内のコミュニケーションを活性化させ、教職員間の意見交換や上司への相談等が円滑に行われる環境づくりに努めること。</p> <p>2 平成 30 年 3 月の不祥事の公表後に(1)から(5)の研修等を実施しています。</p> <p>(1) 平成 30 年 3 月 26 日の職員会議にて、副校長が懲戒処分の公表について資料を配布し、県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」を用いて、生徒との接し方について職員一人一人が自分のこととして行動を振り返る機会を設けました。</p> <p>(2) 平成 30 年 4 月 3 日の職員会議にて、校長から、教育に携わる者としての使命と責任について、本校の目指す姿とともに訓示し、職員の意識の向上を図りました。</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 27 日の職員会議にて、副校長が「平成 30 年度不祥事根絶取組計画」を示し、年間を通して職員一丸となって不祥事根絶に取り組むことを確認しました。</p> <p>(4) 不祥事根絶推進月間の 6 月の職員会議において、コンプライアンス啓発資料「信頼にこたえる」を活用してグループワークを行いました。特に、不祥事を未然に防ぐため、一人ひとりに何かできたことは無かったかを議論しあいました。</p> <p>(5) 県から懲戒処分の公表がある度に、直近の職員会議において、懲戒処分の公表及びコンプライアンス通信を全職員に周知し、綱紀粛清を図っています。</p> <p>3 不祥事根絶に向けて継続的に(1)から(5)の取組をしています。</p> <p>(1) 管理職による教職員との年 3 回の面談を通して、教職員が相談しやすい環境づくりをしています。</p> <p>(2) 管理職が日頃から職員の様子を観察し、表情や言動、勤務の状況等を確認しています。気になる職員には管理職から適切な声掛けを行い、会話を交わして気軽に話せる雰囲気作りにも心掛け、職員を孤立させてしまわないようにしています。</p> <p>(3) 毎月、コンプライアンス委員（運営委員）による不祥事チェックを行い、情報交換するとともに、職員会議で全職員に結果を周知しています。また、コンプライアンス委員以外の全教職員も不祥事チェックの報告を随時上げられる体制を整えています。</p> <p>(4) 毎月の職員安全衛生委員会内で職員メンタル健康チェックを行い、職員の心身の健康管理を行っています。</p> <p>(5) 2 ヶ月に 1 回「相談室便り」の定期的発行を通じて、生徒への積極的な広報と、相談しやすい環境づくりに努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部の県立高等学校、校名は非公表	平成 31 年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為及び部費の私的費消の発生</p> <p>3 内 容 中部の県立高等学校の教諭は、平成 30 年 7 月頃から 10 月頃の間、度々、勤務校の女子生徒 1 人に対し、校内でわいせつ行為を行った。 また、自ら顧問を務める部活動において、平成 30 年 6 月以降、生徒保護者から現金で集めた部費 336,000 円を、学校で管理している預金口座に即座に入金せず、職員室の机で漫然と保管し、結果として、うち 192,000 円を私的に費消した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成 30 年 10 月 25 日の職員会議において、校長が職員に対し、次のとおり指示しました。</p> <p>(1) 教育活動における生徒との接し方について</p> <p>ア 必要な距離を保つこと。</p> <p>イ 連絡方法の適切な使用を遵守すること。生徒との個人的な電話やメール、LINE 等の SNS のやり取りをしないこと。</p> <p>ウ・指導する場所、時間に注意し、生徒への個別指導を行う際は、密室となるような場所を使用しないこと。職員間で情報を共有し、複数人で対応すること。</p> <p>(2) 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全、危機管理の観点から密室を作らないように、風通し、見通しの良い学校を目指すこと。</p> <p>(3) 原則、生徒からの徴収金等は預金口座に速やかに入金すること。やむを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。また、職員個人の現金についても、職員室の机等で漫然と保管しないこと。</p> <p>2 不祥事根絶に向けた研修等の実施について</p> <p>(1) 平成 30 年 10 月 16 日の職員研修にて、外部講師によるハラスメント予防として主にパワハラ、セクハラ防止に関する研修を実施し、職員の意識の向上を図りました。</p> <p>(2) 平成 30 年 10 月 25 日、11 月 26 日の職員会議にて、副校長が県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」、「不祥事根絶に向けて」等を用いて、「不祥事根絶研修」を実施しました。「わいせつ行為・セクハラ防止チェックポイント」を配布し、職員各自の行動をチェック方式で確認することで、不祥事根絶の自覚を高めました。</p> <p>(3) 平成 30 年 11 月 26 日の職員会議にて、事務長が「学校徴収金マニュアル」に基づく会計処理を徹底するよう再度、説明しました。特に現金の扱いについて、原則、教職員が現金を扱わないこと、やむを得ず現金を保管する場合は事務室の金庫に預けるよう注意喚起しました。</p> <p>(4) 懲戒処分が報告された都度、直近の職員会議で職員に周知し、綱紀粛清を促しています。</p> <p>3 再発防止に向けた校内環境づくりについて</p> <p>(1) 副校長又は教頭が、放課後など随時校内巡視を行い、教職員が生徒と 1 対 1 になるような状況をつくらせない環境を作りました。</p> <p>(2) 管理当番(教員)が校舎の施錠に回る時に、生徒の居残り状況を管理当番日誌に記入した上で、副校長又は教頭に報告することを徹底しました。</p> <p>(3) 準備室等が密室とならないよう、事案後すぐに入出口ドアの窓ガラスの貼紙を撤去し、平成 31 年 2 月 6 日までに、全ての準備室等のくもりガラスを透明ガラスに取替えて、廊下から室内が見渡せるように改善しました。</p> <p>(4) 平成 30 年 11 月に職員の鍵の貸与状況調査をするとともに、職員室で管理している準備室等の鍵の管理方法を見直し、鍵の管理の徹底を図りました。</p> <p>(5) 毎月、コンプライアンス月報を発行し、不祥事の早期発見及び情報の共有を図っています。</p> <p>4 適正な会計処理の徹底について</p> <p>(1) 全ての部活動について、部活動費の調査を実施し、部費の徴収金額及び徴収方法、会計手続きの状況を把握した上で、会計担当者に対し個別に指導しました。</p> <p>(2) 「学校徴収金マニュアル」に基づき、部費についても平成 30 年度から学期毎に事務長が出納簿・証拠書類・通帳・保護者あて通知を確認することとしました。(1 学期分：9 月に確認済、2 学期分：2 月に確認済)</p> <p>(3) 事案発生後、当該部活動費については、部費の現金徴収を廃し、口座振込に一本化しました。その他の部活動についても、現在検討をしています。</p> <p>5 今後の対応</p> <p>今後も、本事案発生前からの取組に加え、上記の対応を継続し、不祥事根絶の取組を続けて参ります。</p>	

(別紙5)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田農業高等学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生 3 内 容 磐田農業高等学校の職員は、平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの間、PTA会計及び海外教育協力会会計に係る預金口座から、現金 2,901,932 円を不正に引き出し、一部 (1,710,332 円) を遊興費等に費消した。また、当該職員は、平成 29 年 8 月、同窓会が海外教育協力会会計に支出した現金 200,000 円を受け取りながら、同会計の預金口座に入金せず使途不明金とした。	
【措置の内容】 PTA会計、海外教育協力会会計の不適切な処理が判明し直ちに教育委員会事務局へ報告し、警察へ相談をするとともに、PTA臨時運営委員会を開催し、内容についての説明と謝罪をし、告訴について報告しました。また、緊急の職員会議を開き、校長から全職員に公金等の取扱い及びコンプライアンスについて再確認をしました。その後臨時保護者会、臨時集会を実施し保護者と生徒へ説明をしました。 なお、下記のとおり再発防止策をとり、PTA会計等事務について適正な会計管理を徹底するように努めています。 1 印箱を鍵付きのものに変更し鍵の管理者は事務長と副校長とし、印鑑の厳正な管理。 2 稟議に基づく入出金のチェックを徹底し、証拠書類、帳簿の月次チェックを翌月 15 日までに実施。 3 教職員のコンプライアンスについて、平成 30 年度不祥事根絶取組計画に基づき、全職員に対し会計処理に関する研修を年 3 回実施。今後も年 2 回以上実施。	

(別紙6)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖北高等学校	平成31年2月15日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
【措置の内容】 事故の発生を受け、当該職員には厳重注意をし、安全運転意識の徹底を指導しました。 また、事故直後の職員会議で、全職員に対して交通加害事故を起こさないよう注意喚起を行い、余裕を持った運転を心掛けるよう訓示しました。 平成27年4月の本校開校以降、平成29年4月から本校の分校となった佐久間分校も含め継続的に職員に対して、交通事故防止及び交通安全について注意喚起し、再発防止に努めていますが、交通安全に係る注意喚起を、あらためて以下のとおり実施しています。 1 職員の交通安全意識の徹底を図るため、年度当初の職員会議において、校長が、交通事故防止及び交通安全について、改めて注意喚起しました。 2 毎月の職員会議における校長の講話、県教育委員会作成資料（「信頼にこたえる」、「交通安全ニュース」等）を活用した研修及び啓発を行っています。 3 全国交通安全運動期間中の朝の打合せにおいて、副校長から交通事故の状況等の情報提供を行い、交通安全意識の高揚に努めています。 4 県教育委員会及び警察署から発せられる交通事故又は交通事犯に関する情報について、一人1台パソコン上の掲示板に掲載し、適時・的確な情報提供を行っています。 5 PTA活動の一環として教員がPTA役員とともに街頭に立ち、生徒に交通安全指導を行うとともに、教職員に対しても安全運転の啓発を行っています。 6 県教育委員会から全職員に毎月発信される事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、配信翌日の朝の打合せにおいて、副校長が全職員に対しその実施を促進し、交通安全規範意識の向上に努めています。 今後も安全運転意識の徹底の継続を図り、全職員で交通加害事故防止に努めてまいります。 7 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウント・交通安全標語の周知など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。	

(別紙7)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝特別支援学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。	
【措置の内容】 交通事故を起こした職員に対しては、事故再発防止を注意喚起すると共に安全運転の徹底を指導した。また、交通事故を未然に防止するため、教職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下により交通事故の防止対策に取り組んでいます。今後も交通事故撲滅に向け様々な取組を実施していきます。 1 学年主任を交通安全リーダーとして位置づけ、事故事例に学ぶ研修（グループワーク）を学年単位で行い、教職員一人ひとりの気付きや決意をまとめて管理職に報告しました。 2 毎月10日、20日、30日の「事故0の日」には交通安全リーダーから各学年に指導と呼びかけを行っています。 3 「アルコールチェッカー」の活用と「飲酒運転防止」の呼びかけを交通安全リーダー中心に行っています。 4 志太地区の交通事故発生箇所を職員室に貼り出して注意喚起すると共に、それらの事故が起きた状況について解説し「追突事故」「巻き込み事故」防止に対する理解を図りました。 5 週に3回、朝の打ち合わせ時に教職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどのスピーチを行い、教職員の安全運転意識向上を図っています。 6 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「ムジコメーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化を図っています。 7 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講100%を目指して交通安全や事故防止に対する意識の向上を図っています。 8 管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い教職員に伝達しています。 9 春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中に、管理職等が街頭指導を実施し、安全運転意識の向上を図っています。 10 無事故無違反者を目指してセーフティチャレンジラリーに運転者全員が参加しています。 11 教職員の意識改善のため、「かもしれない運転」や「二段階停止」など、安全運転に関する情報提供を実施しています。 12 新聞記事や教育委員会からの事故情報を朝の打合せ等で共有し、全教職員に注意喚起しています。	

(別紙8)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士東高等学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 27 年度から 29 年度にかけて、3 年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
【措置の内容】 平成 27 年度から 29 年度の発生当時、校長から当該職員に対して厳重な注意と指導を行いました。 以降職員全体にも、交通事故を起こさないために、安全運転に対する職員の意識改革を図るよう、以下のような対策を講じています。 1 職員の意識改革 (1) 事故が発生した平成 27 年度から 29 年度当時は、直近の職員会議や朝の打合せにおいて、職員全体に向けて、校長や副校長から安全運転や事故防止の呼びかけを行いました。 (2) 平成 29 年 6 月、平成 30 年 6 月と 2 年続けて、保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。 (3) 職員会議や朝の打ち合わせにおいて、職員全体に、校長・副校長から交通安全に対する注意喚起を行い、交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しています。 (4) 県教委の事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、配信の都度、朝の打合せにて受講を指導しました。また、受講率の低い職員には直接声掛けを行い、受講するよう勧めました。 (5) 飲酒が増える時期や長期休業前には、飲酒運転の撲滅に対する意識の再確認を行い、あわせて事故防止についての注意喚起を行いました。 2 今後の防止対策 (1) 今後も引き続き「e-ラーニング」の積極的な受講を呼びかけます。 (2) 職員会議等において、「e-ラーニング」にある「安全運転ニュース」を活用して安全運転意識の向上に努めます。 (3) 県教育委員会が発行するパンフレット「交通安全ニュース」や「信頼にこたえる」等を活用して職員全体に交通安全についての啓発を引き続き行っていきます。 (4) アルコール検知器での検査、飲酒の機会での呼びかけ、不祥事根絶自己チェックについて、継続して注意喚起を行っていきます。 (5) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。	

(別紙9)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田工業高等学校	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>公務中及び通勤途上における交通加害事故は、いずれも本人の前方不注意によることが原因です。校長から当該職員に対し深く反省を促し、厳重に注意しました。</p> <p>また、職員全体には以下のように対策を講じています。</p> <p>1 平成29年11月16日、職員打合せにおいて、校長から全職員に対し公務中の加害事故について説明するとともに、交通事故撲滅と事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）（以下「事故削減プログラム」という。）の実施について一層の取組を行うよう訓示しました。</p> <p>2 平成29年12月21日、職員会議にて、校長から通勤途上における加害事故について全職員に説明するとともに、事故削減プログラムを実施している最中の交通事故であったことから、改めて綱紀の厳正保持等について訓示しました。</p> <p>3 その後、毎月の職員会議において交通事故だけではなく、不祥事全般について「コンプライアンス通信」等を活用して根絶研修を行っています。</p> <p>また、事故削減プログラムの実施について全職員に呼びかけ、毎月の受講率100%を継続しています。</p> <p>今後も、交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p> <p>また、職員会議や研修において、不祥事根絶に対する全職員の意識の高揚を図るとともに、交通事故を未然に防ぐよう、再発防止に取組んでいきます。</p>	

(別紙 10)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士特別支援学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。	
【措置の内容】 校長から、該当職員へ厳重注意と指導を行いました。 また、職員全体には安全運転に対する職員の注意喚起と意識改革が図られるよう、以下の対策を講じています。 1 職員への注意喚起と意識改革 (1) 平成 30 年度の職員会議では、毎回校長や副校長から安全運転及び事故防止についての呼びかけを行いました。 (2) 交通事故発生の翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事故の概況説明をし、事故防止の注意喚起をしました。 (3) 平成 30 年 10 月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図りました。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示しました。 (4) 平成 30 年 11 月、保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として行いました。 (5) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）の配信があった都度、朝の打ち合わせで副校長から受講を指導しました。 2 今後の防止策 (1) 平成 31 年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。 (2) 静岡県警察本部、富士警察署、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えていきます。 (3) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始め等区切りの時期の始まる前に安全運転、防衛運転の意識を喚起していきます。 (4) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。	

(別紙11)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝東高等学校	平成31年2月15日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。	
【措置の内容】 該当職員に対し、所属長からそれぞれ厳重に注意し、関係者等との連絡や調整等に不備なく誠実な対応をするよう指導するとともに、それぞれの事犯発生後速やかに、教職員の朝の打合せにおいて事案を共有し、交通事故が不注意から発生していることを踏まえ、安全な自動車運転について注意喚起を行いました。 また、平成29年度以前も、教職員に対し交通安全の徹底に取り組んで参りましたが、次の取組を実施することで教職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の再発防止に努めています。 1 職員会議及び朝の打合せにおいて、教職員に対し、交通事犯の具体的事例を示しつつ、交通規則遵守及び交通安全の意識高揚に努めるよう指導するとともに、たとえ軽微な事案であっても速やかに管理職に報告することを徹底しています。 2 校内の不祥事根絶研修（職員会議の中で実施）において、県内で発生した交通事犯の事例を用いて、その原因、対策等について教職員に考えさせ、同様のことが発生することのないよう指導しています。 3 教育委員会が配信する事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を実施するよう、管理職から繰り返し受講を促し、受講率を高めて、事故防止に対する意識の高揚を図っています。 4 今後、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」の導入、自動車保険会社等の外部講師による研修の実施等を検討して参ります。	

(別紙 12)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡商業高等学校	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。	
【措置の内容】 本件は、いずれも通勤途上において、本人が十分な注意を怠ったことが原因です。当該職員には、事故直後に校長が嚴重注意をし、事故防止について指導しました。 以前より、毎月、職員会議の前に不祥事根絶に向けた研修会を実施し、教育公務員としての責任感と使命感の高揚を図ってきましたが、本件発生以降、安全運転に対する職員一人ひとりの意識改革を図るため交通事故・交通違反を最重要テーマとして数多く取り上げ、交通事故の未然防止に努めました。 平成 30 年度の研修会は次の内容で実施しました。 <ul style="list-style-type: none">・ 4 月 「懲戒処分等の標準例」、「職員の交通事故・交通事犯の報告基準について」・ 7 月 「交通ルールの順守及び交通安全意識の徹底」、「著しい速度超過等」・ 12 月 「交通ルールの順守及び交通安全意識の徹底」、「飲酒運転根絶」・ 2 月 「交通事故・交通違反の根絶」 また、事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、朝の打ち合わせ等において、副校長が全職員に対しその実施を呼びかけ、交通安全規範意識の向上に努めています。 今後も、交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討するとともに、取組を継続し、全職員の交通安全意識を高め、交通事故の防止に努めます。	

(別紙 13)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成 31 年 2 月 15 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生 3 内 容 西部の県立高等学校の教諭は、1年生の男子生徒1人に対し、両頬を平手で6、7回叩くという体罰行為を行った。	
【措置の内容】 体罰が確認された後、すぐに校長から、該当教員に対して体罰が許されないことの説諭を行いました。 また、職員に対して次の取組を実施しました。 1 平成30年6月の職員会議では、校長から、体罰及び暴力を絶対に許さない風土の醸成に関する講話を行うとともに、管理職から、会計処理及び交通安全などの不祥事を根絶するための研修を行いました。 2 平成30年8月には、生徒の個性などを踏まえて社会的な対応能力の伸長に力点を置く開発的生徒指導と、教員が生徒の問題に対して初期の段階で対応し、深刻化させない予防的生徒指導について研修を行い、グループワークを通じてそれぞれの指導方法について学習する機会を設けました。 3 平成30年10月の職員会議では、人権担当者研修会受講者からの報告により、守られるべき生徒の人権について考える機会を設けました。 4 「生徒に付けたい力」の1つとして「リスペクト」を掲げ、自分や人を大切にする心を育てることを目標とし、この目標の達成のため、教職員による体罰はもちろん、いじめ、嫌がらせ、暴力行為を学校から撲滅するよう、全校を挙げて取り組むこととしました。 5 人事評価面談の中で、改めて体罰防止の意識を確認するとともに、行き過ぎる生徒指導を見かけた場合は、管理職へ必ず報告することを伝えました。 今後も様々な機会をとらえて、体罰をはじめとした不祥事の根絶の研修を行い、全職員の意識をより高めていくように努めてまいります。	

平成30年度 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等

(福利課)

1 教職員の健康診断結果(政令市を含む)

(1) 実施状況

(単位:人・%)

区分	受診対象者数(ア)	受診者数(イ) (受診率イ/ア)	左記受診者数(イ)のうち			
			要医療者(ウ) (割合ウ/イ)	経過観察(エ) (割合エ/イ)	異常なし(オ) (割合オ/イ)	未区分等(カ) (割合カ/イ)
県立学校	7,654	7,653(99.9)	1,911(25.0)	2,137(27.9)	3,525(46.1)	80(1.0)
県教委事務局	475	475(100)	104(21.9)	192(40.4)	179(37.7)	0(0)
市町立学校	16,988	16,970(99.9)	4,392(25.9)	4,669(27.5)	7,512(44.3)	397(2.3)
平成30年度計	25,117	25,098(99.9)	6,407(25.5)	6,998(27.9)	11,216(44.7)	477(1.9)
平成29年度計	25,062	25,062(100.0)	6,332(25.3)	7,224(28.8)	10,961(43.7)	545(2.2)
平成28年度計	25,142	25,137(99.9)	6,216(24.7)	7,120(28.3)	11,188(44.5)	613(2.5)

(参考) 知事部局の状況: 要医療者割合 H29:33.7% H30:34.7%

(2) 要医療者のうち勤務に制限のある者の疾病状況

肝機能系の障害、消化器系の疾患、高血圧症、腎機能系の障害、糖尿病による者が約5割を占めている。

2 教職員の特別休暇(30日以上)・休職者(以下「長期療養者」という。)の状況(政令市を含む)

(1) 校種別の状況

(単位:人)

区分	年度			
	H20	H28	H29	H30
市町立学校	330	261	260	240
県立学校	156	111	111	129
事務局	6	6	4	5
計	492	378	375	374

(2) 傷病別の状況

(単位:人)

区分	年度			
	H20	H28	H29	H30
精神疾患	211	168	169	186
悪性新生物	85	62	51	46
脳血管疾患	18	12	14	11
心疾患	6	5	2	3
その他(腫瘍、特定疾患等)	172	131	139	128
計	492	378	375	374

(3) 年代別・性別の状況(精神疾患)

(単位:人・%)



年代	20代			30代			40代			50代			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
取得者	15	29	44	34	20	54	21	21	42	31	15	46	101	85	186
在職者	1,775	2,272	4,047	2,775	3,160	5,935	2,450	2,917	5,367	5,556	3,736	9,292	12,556	12,085	24,641
在職者比率	0.85	1.28	1.09	1.23	0.63	0.91	0.86	0.72	0.78	0.56	0.40	0.50	0.80	0.70	0.75
H29取得者	10	28	38	16	20	36	20	21	41	35	19	54	81	88	169

(参考) 教育職員の長期療養者の在職者比率: 全国 H29:0.92% 本県 H30:0.75% (政令市含む)

(4) 長期療養者の傾向(精神疾患)

- 平成30年度の精神疾患による長期療養者数は186人であり、長期療養者全体の49.7%を占める。長期療養者数は、平成29年度と比べて17人増加している。年代別では20代が6人、30代が18人増加し、特に男性の増加が顕著である。
- 平成30年度の在職者比率は20代女性が1.28%と高く、平成25年度から6年連続で高い状況である。

令和元年度の主な取組

	教職員本人	所属・管理職員	県（共済組合との連携）
からだ  健康管理  いしん	<p>生活習慣を見直し、病気の早期発見、早期治療に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診断及び再検査、精密検査の受診 ○定期的な通院・治療の継続 ○「生活習慣改善 BOOK」の活用 ○相談窓口の利用 ○「教職員のためのメンタルヘルスガイド」の活用 ○教職員サポートルームやストレス・カウンセリングの利用 ○ストレスチェックの受検 自身のストレス状態の把握や対処方法を知る ○主治医の指示に従い、療養や定期的な通院・治療の継続 	<p>職員の健康管理、職場環境の充実に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診断及び再検査、精密検査の受診勧奨 ○健康診断の事後措置の実施 ○日常的に教職員の健康状況の把握 ○時間外労働の把握、医師による面接指導等の実施 ○「職場の健康づくり支援事業」の活用 ○相談窓口の紹介 ○「教職員のためのメンタルヘルスガイド」等の所属内での活用 ○教職員サポートルームやストレス・カウンセリングの周知、活用 ○ストレスチェックの受検 勧奨 就業上の措置の実施、職場環境の改善 ○精神疾患による長期療養者への職場復帰支援 	<p>個人、所属における取組に対する支援や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員保健指導の実施 40歳未満の県立学校・教育部教職員対象 ○特定保健指導の実施（共済組合） 40歳以上の共済組合員対象 ○安全衛生管理体制の整備 ○管理職員対象に「新任管理者メンタルヘルス研修」「職場の安全衛生管理者研修」を実施 ○「職場の健康づくり支援事業」による講師派遣、費用助成（共済組合） ○広報誌「福利しずおか」による健康情報の提供（共済組合） ○Eジャーナル、教委掲示板へ健康情報の掲載 ○各種相談窓口の設置及び周知 ○「教職員のためのメンタルヘルスガイド」を活用した講義の実施（初任者研修、中堅研修等） ○「教職員の心の健康づくり計画」（平成30年3月改訂）に基づく取組と評価 ○ストレスチェックの実施 （しずおか型教職員サポート事業 H28～） ○教職員サポートルームの実施 （5人の教職経験者が相談員として、面談や電話相談を実施） ○ストレス・カウンセリングの実施 （カウンセリング専門機関に委託） ○専門医（職場復帰相談医、メンタルヘルス相談医）による相談 ○保健師等による職場復帰支援

ストレスチェック検査集団分析結果について（お知らせ）



ストレスチェック検査につきましては、お忙しい中実施に御協力いただき、誠にありがとうございました。静岡県教育委員会の集団分析結果の概要をお知らせします。

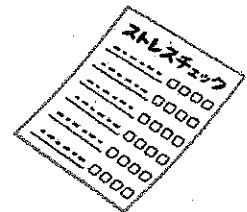
静岡県教育委員会全体のストレスチェック検査集団分析結果は、総合健康リスクが89であり、平成29年度と同様に全国平均よりもリスクが低いという結果でした。

ただし、健康リスクは限られた項目から算出しており、ここに取り上げられていないストレス要因や限られた期間の結果であることに留意する必要があります。

ストレスチェック検査の他、皆様に併せてお答えいただいたアンケート結果等を基に、今後も教職員のこころの健康づくりに取り組んでいきます。

来年度もストレスチェック検査を実施しますので、皆様には御協力をお願いいたします。

- ◆ 実施時期 平成30年9月25日～10月4日
- ◆ 使用した調査票 職業性ストレス簡易調査票
- ◆ 受検率 95.9%
- ◆ 集団分析の対象 静岡県教育委員会全体(教育部、県立学校)



【健康リスク】

	30年度	29年度	内容
① 総合健康リスク	89	87	②と③を基に算出
② ストレスの原因と考えられる因子に関する健康リスク（仕事の負荷）	98	98	心理的な仕事の負担（量） 仕事のコントロール度
③ 周囲のサポートに関する健康リスク（職場の支援）	91	89	上司からのサポート 同僚からのサポート

★「総合健康リスク」について

全国平均を100とし、100より数値が高ければリスクが高く、低ければリスクが低いことを示しています。また、総合健康リスクが120を超えている場合には、何らかの仕事上のストレスに関する問題が生じている場合が多いとされています。

しずおか型教職員サポート事業（平成 28 年度開始）

（福利課）

1 教職員サポートルーム

(1) 目的

教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談等を通じて、悩みを聴くことで、心身の健康づくりを支援する。

(2) 対象

県立学校、小学校、中学校及び教育部の教職員（政令市除く）

(3) 事業概要

サポート相談員 5 名（小中学校 3 名、県立学校 2 名）が訪問面談や電話相談を実施する。

項目	実施	備考
指定面談	所属と調整した日	新規採用 2 年目の教職員(※1) 初任者研修免除の新規採用職員(※2)
希望面談	本人又は所属と調整した日	本人又は所属長からの依頼により実施
電話相談	月曜日、木曜日（休日除く）	正午～午後 5 時

※1 初任者研修免除者は除く

※2 令和元年度より環境の変化が大きい初任者研修免除の新規採用者も指定面談の対象に加える。

(4) 相談実績

ア 指定面談

平成 28 年度			平成 29 年度					
校種	教諭	計	校種 ※1	教諭	養護教諭等 ※2	事務職員	小計	計
静東	186	186	静東	202	12	12	226	226
静西	176	176	静西	164	4	10	178	178
県立	高校	216	県立	高校	11	22	203	355
	特支			95	6	1		
計	578	578	計	681	33	45	759	759

・平成 28 年度は県立学校の相談員が 1 名であったため、年度内に実施できなかった対象者については平成 29 年度に実施した。

・平成 29 年度より対象者を教諭だけでなく、全ての職種とした。

平成 30 年度					
校種	教諭 ※1	養護教諭等 ※2	事務職員	小計	計
静東	194	12	14	220	220
静西	145	6	7	158	158
県立	高校	15	30	159	281
	特支	118	3	122	
計	571	36	52	659	659

※1 初任者研修免除者は除く

※2 実習助手、寄宿舎指導員、栄養士等を含む

イ 希望面談・電話相談（延べ人数）

平成 29 年度 希望面談 9 件、電話相談 3 件（平成 28 年度は実績なし）

平成 30 年度 希望面談 27 件、電話相談 8 件、管理職支援 449 件

(5) その他

- ・指定面談時には、相談員が自分から相談することの大切さを伝え、相談窓口のリーフレットを個別に配布している。
- ・人事主管課等との定期的な連絡会を開催し、連携を図っている。
- ・若手教職員メンタルヘルス研修（4 年目教職員悉皆研修）に、相談員が講師やグループワーク援助者として協力している。
- ・各相談員が年間の相談実績をまとめ、校長会等で報告をしている。（若い教職員から相談の多い内容や所属における支援の提案等）
- ・訪問時に管理職からの相談に対応することが多いため、平成 30 年度より管理職支援として相談実績に計上することとした（相談に係る時間や内容はそれぞれ異なる）。

2 ストレス・カウンセリング

(1) 目的

教職員のメンタルヘルスケアの一次予防として、様々な悩みを早期に解決するための支援をし、仕事の生産性を向上させる。また、復職支援にも活用し、管理職をサポートする。

(2) 対象

県立学校、教育委員会事務局及び教育機関の本務職員（再任用短時間勤務職員を除く）及び臨時的任用職員、教職員の配偶者

(3) 事業概要

ア カウンセラーによる相談（公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士・産業カウンセラー等の有資格者）

仕事上の悩みや人間関係、プライベートのことなど幅広い内容の相談ができる。

種類	利用時間	回数制限
面談カウンセリング	1 回 50 分以内	年度内 10 回まで無料 (11 回目以降は自己負担)
面談カウンセリング (復帰支援)		年度内 15 回まで無料 (16 回目以降は自己負担)
電話・TV 電話カウンセリング		年度内合計 10 回まで無料 電話カウンセリング：フリーダイヤル通話料無料
Eメールカウンセリング	制限なし	TV 電話・Eメールカウンセリング：通信料自己負担

イ デジタルコンテンツの発行

毎月、メンタルヘルス対策に関するデジタルコンテンツを教育委員会掲示板に掲載する。

(4) 相談実績

	面談	電話	Eメール	合計
28年度	156人 (うち出張カウンセリング67人)	16人	3人	175人
29年度	220人 (うち出張カウンセリング89人)	15人	15人	250人
30年度	216人 (うち出張カウンセリング72人)	47人	3人	266人

(5) その他

- ・面談カウンセリングの一環として、希望する所属へカウンセラーが出向く「出張カウンセリング」を実施している（年間15回まで）。管理職が職員にカウンセラーへの相談を勧めたり、管理職が職員への対応について相談できる機会につながっている。

文部科学省委託事業の採択結果

(高校教育課)

高校教育課は文部科学省から新たに委託を受けて、以下の新規事業に取り組むこととなった。いずれも委託契約は5月下旬になる見通し。本課が中心となり、各学校や関係機関等と連携を図りながら、新規事業の円滑な運営に取り組むとともに、今後、教育委員会定例会において進捗状況を報告する。

1 Society5.0に向けた高等学校改革パッケージ

	事業名	概要	指定校等
1	WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業	将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築する。	三島北高校他 (全国10拠点) 10,000千円
2	地域との協働による 高等学校教育改革推進事業	(1)地域魅力化型 地域ならではの新しい価値の創造に向け、地域をよく知り、コミュニティを支える人材を育成するため、地域課題の解決に向けた探究的な学びを各教科・科目等で実施する。	熱海高校 (全国20校) 4,000千円
		(2)グローバル型 グローバルな視点をもってコミュニティを支える地域のリーダーを育成するため、各地域の特性に応じたグローバルな社会課題研究としてテーマを設定し、解決に向けた探究的な学びをカリキュラム等の中で実施する。	榛原高校 (全国20校) 5,000千円
		(3)専門的な知識・技術を身に付け地域を支える専門的職業人を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら地域課題の解決等に向けた探究的な学びを各教科・科目等で実施する。	天竜高校 ※アソシエイト (全国11校) 国予算なし

※アソシエイト…国からの予算支援はないが、全国サミットへの参加等は可能とする。

2 いじめ対策・不登校支援等推進事業

事業名	概要	指定校等
いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究	法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、①学校における法的側面からのいじめ予防教育、②学校における法的相談への対応、③法令に基づく対応が徹底されていることの確認に関する調査研究を実施する。	全県立高校 2,700千円